

令和4年度 主な入札契約制度について

I. 入札契約制度全般に関すること

(1)〔建設工事〕低入札調査基準価格等の見直し【改正】

国の低入札価格調査基準の改正に伴い、本市においても、低入札調査基準及び低入札調査失格基準の設定方法の見直しを行いました。

(2)〔建設工事〕最低制限価格の調整【改正】

国の低入札価格調査基準を参考に、最低制限価格の設定方法を調整しました。
※新潟市の建設工事に係る最低制限価格の設定方法は、非公表としています。

(3)〔建設工事〕女性技術者の配置を参加資格要件とする入札の実施【継続】

女性技術者の登用・育成（内勤の女性技術者の現場への登用や、新規雇用の促進など）の取り組みとして、女性技術者の配置を参加資格要件とする建設工事の入札を令和3年度に引き続き実施します。

(4)〔共通〕工事・コンサル関係書類の提出方法の見直し【改正】

一部提出書類について、電子メールによる提出を可能としました。

(5)〔共通〕市内企業への優先発注【継続】

機械器具設置工事などの特殊な案件を除き、引き続き市内企業への優先発注に努めます。

II. 総合評価方式に関すること

(1)「自己評価の留意事項」の修正

「自己評価の留意事項」（「同種・類似工事の施工実績」、「総合評価方式受注回数」、「配置予定技術者の能力」等）の表現を、分かりやすいよう修正、追記しました。

※ 詳しくは、「令和4年4月1日版 自己評価の留意事項」をご確認願います。

(2)「ボランティア活動」の実績の取扱いの継続

令和2年11月12日付け「総合評価方式における「ボランティア活動」の実績の取扱いについて（周知）」の取扱いについては、令和4年度も引き続き継続します。